

学校の管理下でおきた災害について 小谷場中学校保健部

1. 学校生活でけがをした場合

- ・学校の管理下（登下校含む）でけがをして病院に受診し、医療費総額が5000円 or 500点（窓口負担が1500円）以上の場合は、スポーツ振興センターの給付対象となります。（子ども医療費制度よりセンターが優先です。卒業後も給付を受けられるなどのメリットがあります。）

★クラスや部活動でのけが等で病院に受診した場合は、必要な書類を渡したいので、必ず学校まで連絡をお願いします。また、これから受診する場合も保健室に来てください。

例) 医療費の総額が5000円だった場合

保護者が窓口で負担する金額：1500円（総額の3割分）

センターから給付される金額：2000円（総額の3割分＋療養に伴って要する費用1割）



※高額療養費の対象となる場合や、入院、装具を購入した場合等は、給付される割合が多少変化します。

<重要>

①学校でけがをして病院に受診した場合は、必ず学校までご連絡ください。

②学校での怪我は、スポーツ振興センターが優先になるので、（500点以上の場合は）子ども医療費支給制度等は使わないで下さい。

*ただし、交通事故は対象外の為、その場合は必ず警察に届けて下さい。

2. 「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」とは

学校の管理下における生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う国・学校の設置者・保護者の3者の負担による互助共済制度です。

・小谷場中学校では、原則全員加入をお願いしています。

・掛け金は、年度初めに教材費と共に口座から引き落とします。

*学校の管理下の範囲や、掛け金額など、

詳しくは「日本スポーツ振興センターホームページ」をご覧ください。

● URL ● <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/> **学校安全Web**